

# 障害児通所サービス

## ■児童福祉法に基づく通所サービス

児童福祉法に基づく、障がいをもつ児童に対する通所のサービスです。

体系	サービスの名称	サービスの内容	必要書類
児童通所サービス	●児童発達支援	障がい児が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。	●各種障害者手帳、医師の診断書または意見書  ●マイナンバー
	●放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	
	●保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児等に当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	
	●居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指差や集団生活への適応訓練を行う。	

### ■窓 口…

こども未来発達相談グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69) 参照

## ■日中一時支援(短期入所)(身体・知的・精神・難病)

※P26参照

障がいのあるお子さんのための詳しい情報につきましては  
磐田市発達サポートガイド「ほっかぽか」をご覧ください。

### 《掲載内容》

- ◇相談内容に応じた行政サービスが分かるフローチャート
- ◇子育て支援、障がい福祉サービス、特別支援に関する情報
- ◇サービスの利用手順
- ◇関係機関、事業所などの連絡一覧

### 《配布窓口》

こども未来課 発達相談グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ)  
業務窓口一覧(P69) 参照